

●第1号関係（連鎖倒産防止）

（対象者）	次のいずれかの項目に該当する者 （イ） 経済産業大臣の指定を受けた再生手続開始申立等事業者に対して50万円以上の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む）債権又は前渡金（商品、原材料等の購入のための前渡金をいう）返還請求権を有していること。 ※再生手続開始申立等事業者は中小企業庁のホームページ参照 http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_1gou.htm （ロ） 申請の時点において当該再生手続開始申立等事業者に対して50万円未満の売掛金債権又は前渡金返還請求権しか有していないが、申請者の全取引規模のうち、当該再生手続開始申立等事業者との取引規模が20%以上であること。
（必要書類）	【共通】 ①<u>認定申請書（様式第1号）</u> 2部 ②<u>認定申請付属資料</u> 1部 ③<u>登記簿謄本（法人の場合）</u>や<u>確定申告書（個人の場合）</u>など主たる事業所の所在地がわかる資料の写し 1部 ④<u>登記簿謄本、許認可証、確定申告書（直近）</u>、など業種の確認ができる資料の写し 1部 【（イ）に該当する場合】 ⑤<u>裁判所届出資料、受取手形、取引先の支払通知書、売掛帳簿、不渡り手形</u>など、当該再生手続開始申立等事業者に対する売掛金を確認できる資料の写し 1部 【（ロ）に該当する場合】 ⑤倒産事由発生前直近の<u>得意先別売上帳簿、取引台帳、確定申告収支内訳書</u>など、当該再生手続開始申立等事業者に対する取引依存度が確認できる資料 1部（当該再生手続開始申立等事業者との取引額がわかる資料及び他の業者も含めて全取引額がわかる資料）